

平成23年第1回市議会臨時会において可決された意見書

ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書

平23. 5. 18 第1回臨時会で可決
提出先 衆議院議長、参議院議長
内閣総理大臣、法務大臣
財務大臣、厚生労働大臣
総務大臣

我が国にはB型及びC型肝炎感染者・患者が約350万人いると推定されています。その大半は血液製剤の投与、輸血、集団予防接種における針・筒の使い回しなどの医療行為による感染とされており、これらのウイルス性肝炎は慢性肝炎から高い確率で肝硬変・肝がんに進行し、生命が危ぶまれる重大な病気であります。

平成20年1月に「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（以下「救済特措法」）」が制定されましたが、C型肝炎患者の多くは、感染してから長い年月を経て発症することから、気付いた時にはカルテ保存義務期間の5年が過ぎており、ほとんどの患者はカルテ等による血液製剤投与の証明が難しい状況にあります。このため、救済特措法制定の際の国会における附帯決議にありますように、①手術記録、母子手帳等の書面、②医師等の投与事実の証明、③本人・家族等による証言によって、特定血液製剤による感染の可能性のある患者は薬害肝炎被害者として認め、救済特措法を適用し広く救済する枠組みにする必要があります。

また、集団予防接種の際の注射器の連続使用によってB型肝炎感染被害を出した予防接種禍事件では、18年6月の最高裁の判決により、国の責任が確定しているにもかかわらず、今なお係争が続いており、B型肝炎患者救済のための早期全面解決が求められています。

そのような中、国内最大の感染症被害をもたらしたことに對する国の責任が明記され、すべての肝炎患者を救済することを国の責務と定めた肝炎対策基本法が21年11月に制定されましたが、国の肝炎対策基本指針の策定、必要な個別法の制定、予算措置がなければ、患者の救済は進まない状況にあります。

よって、国におかれては、ウイルス性肝炎患者の救済を図るため、下記の事項について速やかに必要な措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 肝炎対策基本法をもとに、患者救済に必要な法整備、予算化を進め、すべての肝炎患者の救済策を実行すること。
2. 救済特措法における救済の枠組みを広げ、カルテ以外の記録、医師らの証明、患者・遺族の記憶・証言などをもとに特定血液製剤使用可能性のあるC型肝炎患者を救済すること。
3. 集団予防接種が原因とされるB型肝炎患者が原告となった訴訟について、早期全面解決を

図り、救済策を講じること。

4. 肝炎医療における検査費用、肝炎治療費等に対する支援のための医療費助成制度の整備拡充や生活保障を行うこと。肝炎対策基本法が定めた肝硬変・肝がん患者への支援策を進めること。
5. ウイルス性肝炎の治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発促進、治験の迅速化などを図ること。
6. ウイルス性肝炎の発症者に一時金等を支給する制度を法律により確立すること。
7. 肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに、ウイルス性肝炎患者に対する偏見・差別をなくすため、正しい知識の啓発活動を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

保育制度改革に関する意見書

平23.5.18 第1回臨時会で可決
提出先 衆議院議長、参議院議長
内閣総理大臣、文部科学大臣
厚生労働大臣、総務大臣

急激な少子化が進む一方で、経済不況などから保育所の待機児童が急増しています。また、子育て不安などから子どもをめぐるトラブルも急増し、その環境整備は喫緊の課題となっています。

国はこうした情勢のもと、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」の中で、子ども・子育て支援にかかわる体制と財源の一元化、基礎自治体による自由な給付設計、多様な保育サービスの提供などを実現するとしていますが、財源の確保も十分でないことなどから、負担増によって利用したくても利用できない家庭や、保育水準や保育の質の低下、地域格差が生じることが危惧されています。

また、国の経済成長戦略や産業構造ビジョンの中では、保育所や幼稚園の分野を今後の成長が見込まれる市場と位置づけ、より一層の規制緩和を進めようとしています。

これは児童福祉法に基づく保育の公的責任の大幅な後退であり、地域や家庭の経済状況により子どもの受ける保育のレベルに格差を生じさせることにつながるものであると危惧されます。

子どもたちが健やかに育ち、保育を受ける権利が等しく保障されるためには、保育における国と自治体の公的責任を明確にした現行の保育制度に基づく保育施策の拡充が求められています。

よって、国におかれては、保育制度改革の議論を進めるに当たっては、子どもの権利を最優先に、地方自治体の実情も踏まえた上で、より充実した保育制度を構築するよう、下記事項について強く要請します。

記

1. 児童福祉法第24条に基づく現行保育制度を堅持・拡充すること。
2. 地方自治体が待機児童解消に向けた保育所整備ができるよう、国が必要な支援と財政措置を行うこと。
3. 直接契約・直接補助方式の導入を基本とした保育制度改革は行わないこと。
4. 保育水準の低下につながる国の保育所最低基準廃止・引き下げは行わず、国の責任において維持・改善を行うこと。
5. 保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること。
6. 子育てにかかわる保護者負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。